

## 「規程」と「規定」の違いは？

平成 21 年 3 月  
広報委員会

地域安全学会では、会則、規程集の名称について以下のように統一的に呼称することとし、平成 20～21 年度にかけて題目、条文を再整理し、順次ホームページ上に掲載していくこととしています。

会則  
規程  
覚書  
その他の細則、申し合わせなど

ところで、規程と規定はどう違うのでしょうか？ そこで広報委員会でインターネットで調べた結果をまとめてみました。今後、当学会では従来「規定」とされていたものも一括して「規程」に統一していく方針が理事会で確認されています。

「規定」は個々の条文を言い、「規程」は個々の規定の全体をさします。規程と規程は混同されている例も多いですが、本来は異なる概念のようです。

用法に着目すると区別が明確になり、「規定」は「規定する」と動詞になりますが、「規程」は動詞にはならず、規程のように複合語でしか用いられません。

たとえば「学会で規定された論文投稿規程の第二項の規定によると……」のように使います。新聞では、固有名詞以外は「規定」に統一されているところが多いとの事です。また「規定種目・規定料金」など、名詞の前につく場合は、「規定」が使われ、「旅費規程・服務規程」のように名詞の後につく場合は「規程」になっています。

用語の解説・・・規則・規程・規定・細則・要領・基準・紀律・規律 (by 監査法人トーマツ)

- 1) 「規則」とは、法令、定款等で定められた事項に基づき、業務の運営およびその取り扱いについて定めたものをいいます。例えば、取締役会規則、就業規則などがこれに該当します。
- 2) 「規程」とは、一定の目的(例えば、事務の内容、その手続など)のために設けられた複数の規定を体系的にまとめた総体を意味します。経理規程をはじめとする大部分のものは、これに該当し、「規則」と同じレベルに位置します。
- 3) 「規定」とは、事務処理の内容や手順などを定めた「規程」や「規則」などの中の個々の条項(条文)のことです。「規程」と「規定」は類似語であり、混同して使用されている事例も存在しますが、両者は、本来別の概念です。
- 4) 「細則」とは、「規程」や「規則」などを実施・運用するために、その細部に関する事項をあらかじめ具体的に定めた一連の条項の総体をいいます。
- 5) 「要領」(「要綱」という用語も同義語です)は、事務の手続や手順などを定めたもので、「細則」に準ずるものですが、一般的には、必要に応じて、その都度「通達」「事務連絡」などのかたちで定められます。
- 6) 「基準」とは、ある事柄の判断・評価・審査等を行う場合の尺度や方法を単純化・標準化するために設けられた具体的な指針(ガイドライン)のことです。
- 7) 「紀律」とは、人の行為の拠り所となる定めを意味し、「規範」や「規則」などと同義です。但し、支配者(使用者)が支配下にある者(従業員)が従うべき秩序を表現する場合に用いるのが一般的です。
- 8) 「規律」とは、「紀律」と同じ意味で使用されることもありますが、支配下にある人の行動に関する定めというよりは、「内部規律」というように、組織体の内部における組織の運用、秩序の維持などに関する定めを意味する場合に用いるのが普通です。

参考 URL

<http://www.ek.tohatsu.co.jp/word/c-word/41-50/42.shtml>

<http://www.aceassist.net/html/0408kitei.html>